

平成27年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル

ア キ ナ ジ ス タ 株 式 会 社

代表取締役社長 桐 生 直 裕

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北4丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 4階 鳳凰
開催場所を本年からアルカディア市ヶ谷に変更しておりますので末尾の「会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意願います。
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第15期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 自己株式取得の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 会計監査人2名選任の件

第 8 号 議 案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

-
1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.akinasista.co.jp/ir/library.html>) に掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動が長期化したものの、政府による経済・財政政策と日本銀行の大幅な金融緩和等により、企業収益、設備投資及び円安による輸出の持ち直しがみられ、景気は緩やかな回復基調が続きました。

当社が事業を営むモバイルインターネット業界においては、当社が主力事業を展開するスマートフォンの広告市場が引き続き成長し、スマートフォン広告市場規模は300,800百万円(対前年比162%)となっており(注)、順調に成長を続けております。しかしながら、高成長期に高い市場地位を獲得しようとする競争が激化し、より一層の競争力強化が求められております。

こうした事業環境のもと、当社は競争力のある広告代理事業に注力する他、アドネットワーク事業の新サービスの育成に努めました。その結果、広告代理事業の拡大によって、売上高は前年比87.8%の増収になり、また、利益面でも大幅な増益を達成しました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高2,351,918千円(前年比87.8%増)、営業利益366,661千円(前年比268,756千円増、274.5%増)、経常利益366,266千円(前年比268,976千円増、276.5%増)、当期純利益390,825千円(前年比269,085千円増、221.0%増)となりました。

出所 (注)「2015年 スマートフォン広告市場動向調査」株式会社 CyberZ

事業別の概況は次のとおりであります。なお、数値につきましてはセグメント間取引分相殺消去前のものを記載しております。

(アドネットワーク事業)

当セグメントにおいては、クリック保証型アドネットワーク「MAIST (マイスト)」及び前年度にリリースしたスマートフォンアドプラットフォーム「TAP ONE (タップワン)」、成果報酬型アドネットワーク「AAA (トリプルユー)」を中心とするインターネット広告事業を運営しております。当事業年度においては、これらの中でも特に高い成長性が見込まれるスマートフォン分野の「MAIST (マイスト)」と「TAP ONE (タップワン)」に経営資源を集中したことが売上の拡大に繋がり、売上高は875,832千円(前年比35.6%増)、セグメント利益(営業利益)は69,134千円(前年比63.4%増)と前年比で増収、増益となりました。

(広告代理事業)

当セグメントにおいては、モバイル分野における純広告販売の他、アドネットワーク等の販売を行っております。当事業年度においては広告掲載媒体の新規開拓等により、売上高は1,436,398千円(前年比156.3%増)、セグメント利益(営業利益)は415,325千円(前年比187.7%増)と大幅な増収、増益となりました。

(自社メディア事業)

自社メディア事業は、スマートフォン向け電子コミック配信サービス「eyebook (アイブック)」及び昨年3月にリリースした「JUNON BOYをプロデュースっ♪」等、自社メディアの運営・開発を行っております。当事業年度においては売上高は56,961千円(前年比23.3%増)となりましたが、開発費の支出等が影響し、セグメント損失(営業損失)は42,075千円(前年比21,819千円増)となりました。

以上ご説明いたしました事業の部門別の売上高は次のとおりであります。

| 部門の種類 | 売上高(千円) | 構 成 比 | 前 年 比 |
|-----------------|-----------|--------|--------|
| アドネットワーク事業 | 875,832 | 37.0% | 135.6% |
| 広 告 代 理 事 業 | 1,436,398 | 60.6% | 256.3% |
| 自 社 メ デ ィ ア 事 業 | 56,961 | 2.4% | 123.3% |
| 合 計 | 2,369,193 | 100.0% | 189.1% |

なお、セグメント間取引分を相殺消去した事業別の売上高は次のとおりであります。

| 部門の種類 | 売上高(千円) | 構 成 比 | 前 年 比 |
|-----------------|-----------|--------|--------|
| アドネットワーク事業 | 859,015 | 36.5% | 133.0% |
| 広 告 代 理 事 業 | 1,436,010 | 61.1% | 256.2% |
| 自 社 メ デ ィ ア 事 業 | 56,893 | 2.4% | 123.1% |
| 合 計 | 2,351,918 | 100.0% | 187.7% |

2. 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は15,577千円であり、その主なものは、本社移転に伴う設備投資であります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

(1) 既存事業の競争力強化

当社が事業を営むモバイルインターネット業界においては、スマートフォンの普及率拡大に伴い、当社が主力事業を展開するスマートフォン広告市場も順調に成長を続けております。

当事業年度において当社はその成長の波に乗り、既存サービスである「MAIST (マイスト)」及び広告代理事業のスマートフォン広告分野において市場成長を上回る成長を遂げることができました。しかしながら、反面特定顧客への依存度が高い事業構造となっております。特定顧客に対し優位性のあるサービスを提供してその関係を強化すると同時に、可能な限り他の顧客との取引の拡大に努め、安定的な成長を目指してまいります。

(2) 新規事業の開始と収益化

当社は前業年度において、スマートフォンアプリプラットフォーム「TAP ONE (タップワン)」をリリースしており、また当事業年度においては「JUNON BOYをプロデュース♪」のリニューアルオープン等を行ないました。しかしながらいずれも必ずしも所期の成果をあげることができませんでした。今後は選択と集中により、有望事業に更に注力・育成して収益化を図ると同時に新しいサービスを引き続きリリースしてまいります。

(3) 海外事業の抜本的拡大強化

IT関連事業は海外に大きな市場があり、国内市場だけに頼っては早晩成長に限界が来ると思われます。そこで持続的成長のため、海外、特に今後の成長が期待されるアジアを抜本的に拡大、強化するため注力してまいります。

(4) 人材の確保、育成

当社は前述した既存事業の競争力強化、新規事業の開始と収益化及び海外事業の抜本的拡大強化という成長戦略を達成するために、人的資源の量的質的強化が不可欠と考えております。そのため、今後優秀な人材を積極的に採用していくとともにその育成に注力してまいります。

(5) 当社株式の流動性の回復

当社株式は平成25年8月11日をもって、証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャス市場において上場廃止となりました。

これにより、当社株式の流動性は著しく低下しております。

当社は当社株式の流動性回復を目的として、まずは足元の業績を固めることに注力するとともに、並行して当社株式の流動性回復に資する諸施策に全力をあげて取り組んでまいります。

9. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期(当期) |
|------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 | 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日 | 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日 | 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 |
| 売 上 高 | 684,478 | 769,366 | 1,252,700 | 2,351,918 |
| 営業利益又は損失(△) | △56,188 | 7,994 | 97,905 | 366,661 |
| 経常利益又は損失(△) | △57,948 | 3,485 | 97,290 | 366,266 |
| 当期純利益又は純損失(△) | △58,238 | 3,396 | 121,739 | 390,825 |
| 1株当たり当期純利益 又は純損失(△) | △6,372円51銭 | 129円55銭 | 4,465円70銭 | 14,336円42銭 |
| 総 資 産 | 127,789 | 252,471 | 413,252 | 994,487 |
| 純 資 産 | 20,231 | 135,505 | 257,245 | 648,070 |

10. 主要な事業内容

当社は、クリック課金広告ネットワーク「MAIST(マイスト)」、スマートフォンアドプラットフォーム「TAP ONE(タップワン)」及びアフィリエイト広告ネットワーク「AAA(トリプルエー)」を運営するアドネットワーク事業、純広告や検索連動型(リスティング)広告の販売と運用を行なう広告代理事業、当社運営のサイトを通じて一般消費者へサービスや有用な情報を提供する自社メディア事業を主要な事業としており、スマートフォンを中心としたインターネット広告事業に幅広く取り組んでおります。

11. 主要な営業所

(本社) 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル

12. 従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|--------|---------|--------|---------|--------|
| 男 性 | 21名 | 5名増 | 31.9歳 | 3.6年 |
| 女 性 | 7名 | 3名増 | 27.7歳 | 2.6年 |
| 合計又は平均 | 28名 | 8名増 | 30.8歳 | 3.4年 |

(注) 上記従業員数には、アルバイト2名は含まれておりません。

13. **重要な親会社及び子会社の状況**

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

14. **主要な借入先及び借入額**

該当事項はありません。

15. **その他株式会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

II. 株式会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 75,000株
2. 発行済株式の総数 27,261株
3. 株主数 1,202名
4. 大株主（上位10位）

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|-----------------------------------|--------|---------|
| F C 2 I n v e s t m e n t , L L C | 11,122 | 40.79 |
| 地 村 正 廣 | 1,100 | 4.03 |
| 稲 葉 京 太 郎 | 591 | 2.16 |
| 橋 尚 吾 | 444 | 1.62 |
| 駒 村 晃 子 | 423 | 1.55 |
| 鶴 見 達 也 | 386 | 1.41 |
| 久 永 す え み | 382 | 1.40 |
| 戸 塚 剛 | 360 | 1.32 |
| 木 田 輝 也 | 280 | 1.02 |
| 清 水 博 行 | 253 | 0.92 |

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 株式会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------------|-----------|-----------------------------------|
| 代表取締役社長 | 桐 生 直 裕 | - |
| 常 務 取 締 役 | 大 崎 隆 | 経営管理部長 |
| 取 締 役 | 小 林 祐 介 | インターネットマーケティング事業部長 |
| 取 締 役 | 岩 澤 雅 史 | インターネットマーケティング事業部 エンジニアチームリーダー |
| 取 締 役 | 富 田 賢 | 株式会社ティーシーコンサルティング 代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 新 井 健 一 郎 | 法律事務所フラッグ 弁護士 |
| 取 締 役 | 中 嶋 長 史 | 有限会社ドットジェット 代表取締役 |
| 監 査 役 (常 勤) | 森 俊 昭 | - |
| 監 査 役 | 山 田 倬 三 | - |
| 監 査 役 | 横 山 通 | - |

- (注) 1. 平成26年6月27日開催の定時株主総会において、新井健一郎氏、中嶋長史氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 富田賢氏、新井健一郎氏、中嶋長史氏は社外取締役であります。
3. 森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏は社外監査役であります。
4. 監査役森俊昭氏、横山通氏は、上場企業において長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

| | 人 数 | 報酬等の額 |
|-----|-----|----------|
| 取締役 | 7名 | 36,221千円 |
| 監査役 | 3名 | 10,840千円 |

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は18,450千円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 富田 賢

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度における取締役会全てに出席し、長年にわたる経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(2) 取締役 新井 健一郎

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度取締役就任後開催の取締役会9回のうち8回に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(3) 取締役 中嶋 長史

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度取締役就任後開催の取締役会9回のうち8回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(4) 監査役 森 俊昭

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会及び監査役会全てに出席し、財務、会計、法律、企画に関する高い知見と、平成21年4月に当社が吸収合併した株式会社モバイル・アフィリエイトを含め他の会社での8年間の監査役としての経験と知識から、適宜発言を行っております。

(5) 監査役 山田 倬三

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会13回のうち取締役11回、監査役会12回に出席し、他の上場企業での取締役及び監査役としての経験と知見から、適宜発言を行っております。

(6) 監査役 横山 通

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会及び監査役会全てに出席し、他の企業での取締役及び監査役としての経験と知見から、適宜発言を行っております。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役富田賢氏、新井健一郎氏、中嶋長史氏、監査役森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏の6名は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役富田賢氏、新井健一郎氏、中嶋長史氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(8) 社外役員の報酬等の総額

| | 人 数 | 報酬等の額 |
|----------------------|-----|----------|
| 社外役員 の報酬等 の総額等 | 6名 | 17,440千円 |

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 7,000千円

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

VI. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は平成19年5月31日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本方針を明確にするため、全役職員を対象とした行動指針として社員倫理規程を定め、それを全役職員に徹底させる。
- ② コンプライアンス規程を定め、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ③ 企業倫理を確立するために、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに社員倫理規程の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- ④ 法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外の弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を統括する部門を経営管理部とし、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に確かな意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織役職規程、業務分掌規程及び決定権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性に関する事項

監査役の業務補助のため必要に応じて、監査役スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐

れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事実が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

②監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

③内部通報規程に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題点について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(注) 会議、規程等の名称について、平成19年5月31日開催の取締役会決議以後に変更されている場合は、現在の名称を記載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 【 資 産 の 部 】 | | 【 負 債 の 部 】 | |
| 流 動 資 産 | 953,423 | 流 動 負 債 | 346,417 |
| 現金及び預金 | 491,239 | 買 掛 金 | 185,134 |
| 売 掛 金 | 331,086 | 未 払 費 用 | 25,943 |
| 貯 蔵 品 | 35 | 未 払 法 人 税 等 | 24,821 |
| 前 払 費 用 | 6,048 | 未 払 消 費 税 | 98,358 |
| 前 払 金 | 44,152 | 前 受 金 | 1,175 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 83,005 | 預 り 金 | 3,673 |
| 貸 倒 引 当 金 | △2,143 | 賞 与 引 当 金 | 7,309 |
| | | 負 債 合 計 | 346,417 |
| 固 定 資 産 | 41,064 | | |
| (有形固定資産) | 15,211 | 【 純 資 産 の 部 】 | |
| 建物付属設備 | 10,712 | 株 主 資 本 | 646,614 |
| 工具、器具及び備品 | 4,498 | (資 本 金) | 155,575 |
| (無形固定資産) | 3,308 | (資 本 剰 余 金) | 341,018 |
| ソフトウェア | 3,108 | 資 本 準 備 金 | 55,575 |
| 電話加入権 | 81 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 285,443 |
| 商 標 権 | 117 | (利 益 剰 余 金) | 150,019 |
| (投資その他の資産) | 22,544 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 150,019 |
| 敷 金 | 21,787 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 150,019 |
| そ の 他 | 757 | 新 株 予 約 権 | 1,456 |
| | | 純 資 産 合 計 | 648,070 |
| 資 産 合 計 | 994,487 | 負 債 純 資 産 合 計 | 994,487 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 2,351,918 |
| 売 上 原 価 | | 1,717,480 |
| 売 上 総 利 益 | | 634,438 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 267,776 |
| 営 業 利 益 | | 366,661 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 | 3,491 | |
| 受 取 利 息 | 149 | |
| そ の 他 | 1,045 | 4,686 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 本 社 移 転 費 用 | 2,500 | |
| 為 替 差 損 | 2,578 | |
| そ の 他 | 3 | 5,081 |
| 経 常 利 益 | | 366,266 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 72 | 72 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 366,193 |
| 法 人 税 住 民 税 及 び 事 業 税 | 27,085 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △51,717 | △24,631 |
| 当 期 純 利 益 | | 390,825 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|--------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-------------------------------------|------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | | | 利益 剰余金 | 株主資本 合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金 | |
| 平成26年4月1日残高 | 155,575 | 55,575 | 285,443 | 341,018 | △240,805 | 255,788 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | — | — | 390,825 | 390,825 |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — | 390,825 | 390,825 |
| 平成27年3月31日残高 | 155,575 | 55,575 | 285,443 | 341,018 | 150,019 | 646,614 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|--------------|-------|---------|
| 平成26年4月1日残高 | 1,456 | 257,245 |
| 事業年度中の変動額 | | |
| 当期純利益 | — | 390,825 |
| 事業年度中の変動額合計 | — | 390,825 |
| 平成27年3月31日残高 | 1,456 | 648,070 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 貯蔵品 最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物付属設備 10年～15年
 工具、器具及び備品 3年～10年
 - (2) 無形固定資産 リース資産以外の無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（1～5年）による定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 現金及び預金（定期預金）30,000千円を取引金融機関との為替予約取引の担保として差し入れております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 36,348千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 27,261株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
該当事項はありません。
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
目的となる当社株式の数 11,120株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

流動資産

| | |
|--------------|----------|
| 繰越欠損金 | 78,906千円 |
| 賞与引当金 | 2,419千円 |
| 未払事業税 | 1,361千円 |
| 貸倒引当金 | 709千円 |
| 未払費用 | 317千円 |
| 小計 | 83,714千円 |
| 評価性引当額 | 709千円 |
| 繰延税金資産（流動資産） | 83,005千円 |

固定資産

| | |
|--------------|-----------|
| 繰越欠損金 | 161,208千円 |
| 投資有価証券 | 10,017千円 |
| 小計 | 171,225千円 |
| 評価性引当額 | 171,225千円 |
| 繰延税金資産（固定資産） | — 千円 |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入と増資（新株予約権発行を含む）による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっています。

営業債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|----------|---------|----|
| (1) 現金及び預金 | 491,239 | 491,239 | — |
| (2) 売掛金 | 331,086 | 331,086 | — |
| (3) 買掛金 | 185,134 | 185,134 | — |

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 23,719円38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 14,336円42銭 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社は平成25年8月11日をもって札幌証券取引所アンビシヤス市場における上場を廃止しており、株価の算出が出来ないため、記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

アキナジスタ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキナジスタ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

アキナジスタ株式会社 監査役会

常勤監査役 森 俊 昭 ㊟

監 査 役 山 田 倬 三 ㊟

監 査 役 横 山 通 ㊟

(注) 常勤監査役森俊昭、監査役山田倬三及び監査役横山通は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 自己株式取得の件

株主の皆さまの利益の増進と資本効率の向上をはかることなどを目的として、会社法第156条の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式6,000株、取得価額の総額3千900万円を限度として取得することにつき、ご承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第16条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新設) (選任方法) 第17条 (条文省略) 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 (条文省略) | 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第16条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、4名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は3名とする。</u> (選任方法) 第17条 (現行どおり) 2 取締役の選任決議は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> | <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または任期満了前に退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 第1項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(業務執行の委任)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および<u>監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第25条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第28条～第38条 (条文省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第29条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(監査等委員会)</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、現在の取締役（7名）は全員任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|---|------------|
| 1 | 小林 祐介 (昭和58年9月11日生) | 平成14年4月 防衛省陸上自衛隊入隊 平成16年4月 株式会社ロコモーション入社 平成17年11月 株式会社CREレジデンシャル入社 平成20年8月 株式会社モバイル・アフィリエイト入社 平成24年1月 当社アドネットワーク事業部長就任 平成24年7月 当社インターネットマーケティング事業部長就任 平成24年11月 当社取締役就任（現任） 平成27年4月 当社インターネットマーケティング事業部ゼネラルマネージャー就任（現任） | 9株 |
| 2 | 岩澤 雅史 (昭和57年6月17日生) | 平成16年10月 株式会社ホームページシステム入社 平成21年8月 同社取締役就任 平成22年8月 同社取締役辞任 平成24年7月 当社顧問就任 平成24年11月 当社取締役就任（現任） 当社インターネットマーケティング事業部エンジニアチームリーダー就任 平成27年4月 当社情報システム部ゼネラルマネージャー就任（現任） | 一株 |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は平成21年4月1日に株式会社モバイル・アフィリエイトを吸収合併しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------|---|------------|
| 1 | 富田 賢 (昭和48年10月13日生) | 平成9年4月 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー入社 平成11年2月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社入社 平成15年4月 大阪市立大学大学院専任講師就任 平成17年9月 住友信託銀行株式会社入社 平成20年5月 株式会社ティーコネクション・ホールディングス(現株式会社ティーシーコンサルティング)代表取締役社長就任(現任) 平成23年6月 当社取締役就任(現任) | 1株 |
| 2 | 新井 健一郎 (昭和56年5月15日生) | 平成20年12月 弁護士登録 平成21年1月 株式会社フロンティアマネジメント入社 平成21年11月 衆議院議員柿沼正明事務所入所(政策担当秘書) 平成23年3月 鳥飼総合法律事務所入所 平成26年6月 法律事務所フラッグ開設(現任) 平成26年6月 当社取締役就任(現任) | 一株 |
| 3 | 中嶋 長史 (昭和52年10月3日生) | 平成13年4月 株式会社ヒットライズ入社 平成17年2月 有限会社ドットジェット代表取締役就任(現任) 平成26年6月 当社取締役就任(現任) | 一株 |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 富田賢、新井健一郎及び中嶋長史の各氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役の選任理由

富田賢氏は、長年にわたる経営コンサルタント、経営学者としての財務、会計に関するものを含め豊富な経験と幅広い見識、経営者としての知見及び当社社外取締役としての経験から、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、当社事業の発展及びコーポレート・ガバナンス強化に大きく貢献して頂いております。今後も、一層の貢献をして頂けると判断し、社外取締役として選任するものであります。

新井健一郎氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法律の専門家として、当社のコンプライアンスをはじめとして、経営全般に助言を頂くことにより、当社に貢献して頂いております。今後は当社社外取締役としての経験も加わり、一層の貢献をして頂けると判断し、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けると判断いたしました。

中嶋長史氏は、有限会社ドットジェットの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂くことにより、当社に貢献して頂いております。今後は当社社外取締役としての経験も加わり、一層の貢献をして頂けると判断し、社外取締役として選任するものであります。

4. 富田賢氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 新井健一郎氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 中嶋長史氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
7. 富田賢氏、新井健一郎氏及び中嶋長史氏と当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、300万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は平成15年6月20日開催の第3回定時株主総会において月額9百万円とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額25百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第7号議案 会計監査人2名選任の件

当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

この度、上記の退任を受けて、2候補者（監査法人及び公認会計士）を対象に選考及び相互評価を行った結果、公認会計士古嶋裕一氏及び公認会計士古屋満喜男氏を、品質管理体制の視点等から監査役会の決定により会計監査人の候補者といたしました。

会計監査人候補は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位 |
|-------|---|---|
| 1 | 東京芝公認会計士共同事務所 公認会計士 古嶋 裕一 (昭和42年10月25日生) | 平成5年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成20年7月 公認会計士古嶋裕一会計事務所 開所 平成22年3月 株式会社A T C 代表取締役就任（現任） 平成25年6月 東京芝公認会計士共同事務所開所代表就任（現任） |
| 2 | 東京芝公認会計士共同事務所 公認会計士 古屋 満喜男 (昭和48年10月16日生) | 平成15年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成23年6月 公認会計士古屋満喜男事務所 開所 平成25年6月 東京芝公認会計士共同事務所 開所 |

会計監査人候補の所属事務所概要は次のとおりであります。

| | |
|------------|---|
| 名 称 | 東京芝公認会計士共同事務所 |
| 主たる事業所の所在地 | 東京都港区新橋2丁目16番1号 ニュー新橋ビル605号 |
| 概 要 | 代表者 古嶋 裕一 事務所所属公認会計士 13名 事務所監査対象会社 9社 |
| 沿 革 | 平成25年6月19日 設立 |

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます桐生直裕氏、大崎隆氏の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じま

す。
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|-------|--|
| 桐生 直裕 | 平成22年4月 当社取締役インターネット広告事業部長就任 平成23年4月 当社取締役アドネットワーク事業部長就任 平成23年10月 当社取締役スマートフォンマーケティング事業部長就任 平成24年6月 当社代表取締役社長就任 現在に至る |
| 大崎 隆 | 平成23年6月 当社取締役就任 平成23年7月 当社取締役経営管理部長就任 平成25年10月 当社常務取締役経営管理部長就任 平成27年4月 当社常務取締役経営管理部ゼネラルマネージャー就任 現在に至る |

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

所在地：東京都千代田区九段北4丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 4階 鳳凰

交通：JR 市ヶ谷駅より徒歩約2分
地下鉄 有楽町線・南北線・新宿線市ヶ谷駅
より徒歩約2分

